

城里町議会全員協議会会議録

日時 平成30年11月29日(木)

午前10時00分

場所 城里町役場 3階 議場

出席議員(14名)

議長	小 坏 孝 君	副議長	阿久津 則 男 君
	桜 井 和 子 君		加藤木 直 君
	猿 田 正 純 君		藤 咲 芙 美 子 君
	片 岡 藏 之 君		菌 部 一 君
	三 村 孝 信 君		河原井 大 介 君
	関 誠一郎 君		小 林 祥 宏 君
	杉 山 清 君		鯉 淵 秀 雄 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修
教 育	長	高 岡	秀 夫
まちづくり戦略課	長	大曾根	直 美
総 務 課	長	河原井	明
町 民 課	長	柳 橋	司 朗
財 務 課	長	高 堀	義 美
税 務 課	長	鈴 木	貴 司
健 康 保 険 課	長	山 口	利 春
長 寿 応 援 課	長	阿久津	忠 昭
福祉こども課	長	増 井	栄 一
農 業 政 策 課	長	皆 川	尊 志
都 市 建 設 課	長	鯉 淵	和 己
下 水 道 課	長	山 崎	秀 樹
会計管理者(会計課長)		小 林	正 雄
水 道 課	長	高 瀬	浩 文
農業委員会事務局	長	山 口	成 治

教育委員会事務局長

小林 克成

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長

阿久津 雅 志

主 任 書 記

松 崎 英 明

書 記

藤 田 真 紀

議会全員協議会次第

1 開 会

2 議長挨拶

3 町長挨拶

4 協議案件

(1) 平成30年第4回城里町議会定例会提案事項について

5 閉 会

午前10時00分開会

開 会

○議長（小坏 孝君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

議長挨拶

○議長（小坏 孝君） 本日の全員協議会は、来る12月4日に招集されます平成30年第4回城里町議会定例会に提案される事項につきまして、事前に協議をいただくものであります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げ、本日の出席状況についてご報告いたします。全員出席であります。

町長挨拶

○議長（小坏 孝君） ここで町長よりご挨拶をいただきます。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本日は、平成30年第4回議会定例会に提案します議案等につきまして、事前に議会議員の皆様にご説明するため、公私ともお忙しい中、議会全員協議会にご参集いただきまして、大変ありがとうございます。

さて、本日の全員協議会ですが、条例改定、制定、工事請負契約の締結、平成30年度一般会計を初め6会計の補正予算など議案11件についてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

協議案件

○議長（小坏 孝君） これより会議に入ります。

会議次第に従い、会議を進めてまいりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

なお、ご質問のある方は挙手をし、議席番号を述べた上でご質問ください。

それでは、議案第65号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長河原井 明君。

○総務課長（河原井 明君） 議案第65号をごらん願います。

議案第65号 城里町税条例の一部を改正する条例についてであります。口座振替制度の普及やコンビニ収納の導入により納税の利便性が向上し、納税意識の高揚など所期の目的が達成されたことから、前納報奨金制度を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

制度を廃止することにより、口座振替をしている前納者が期別ごとの支払いに移行すると予測されますので、手続期間も踏まえ、また町民の周知徹底を図るためにも、施行日は平成32年4月1日といたします。

以上、議案第65号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第65号説明資料1ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坪 孝君） これより議案第65号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 続いて、議案第66号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長河原井 明君。

○総務課長（河原井 明君） 議案第66号をごらん願います。

議案第66号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。県の医療福祉条例が改正されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象に加えるものです。

以上、議案第66号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第66号説明資料1ページから2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坪 孝君） これより議案第66号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） この精神障害者保健福祉なんですけれども、これは1級所得者を対象に加えるということなんです。今までの精神障害者の級で保護されていたことから外されてこちらに異動になったのか、何かそういうところがちょっと見えていせんので、少し説明をお願いできたらと思っています。

それで、精神障害者の手帳の1級が1級になったことで、手厚くなったのか、ならなかったのかも聞きいたします。

○議長（小坪 孝君） 健康保険課長山口利春君。

○健康保険課長（山口利春君） 4番藤咲議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回の件につきましては、今まで対象になっていなかった方を対象にするということで、

今までは何か違うところにあったかということでありまして、それはなく、新たに追加するものであります。ですから、医療福祉の面におきまして、障害者の方を手厚く医療制度で扱うというような状況に変わったということでありまして。

○4番（藤咲芙美子君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第67号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長河原井 明君。

○総務課長（河原井 明君） 議案第67号をごらん願います。

議案第67号 城里町附属機関の設置に関する条例の制定についてであります。町の執行機関に設置する附属機関につきましては、地方自治法の規定に基づき、法律または条例により設置することができることとされており、附属機関の適正な設置及び運営を図るため、その根拠となる条例を制定するものです。

制定する詳細な理由としまして、附属機関の委員報酬ですが、条例で設置している場合の支払いにつきましては何ら問題ありませんが、規則や要綱等で設置している場合、委員報酬を支払うことにつきましては、法的に異議があり、裁判において違法との判決もなされております。

2ページを参照願います。

このことを踏まえ、2ページの別表、まち・ひと・しごと創生有識者会議から5ページの城里町学校編制検討協議会までの39の附属機関につきましては、現在、規則や要綱等で設置されておりますが、この条例を制定しまして適正に対応してまいります。

以上、議案第67号についてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第67号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 今の説明だと、議員報酬は今までは出ていたんですけども、今度からは出なくなるということなんですか。

○議長（小唄 孝君） 総務課長河原井 明君。

○総務課長（河原井 明君） 4番藤咲議員の質問にお答えします。

これは議員じゃなくて委員でございますね。

○4番（藤咲芙美子君） はい。

○総務課長（河原井 明君） 委員につきましては、先ほども申し上げましたとおり、条例については何ら問題ありません。それで、規則や要綱につきましては、これはちょっと町のほうではわからないまま報酬を支払っていました。このことを踏まえて、今回この条

例を制定して、規則や要綱等の委員にも支払うものでございます。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 補足説明しますと、要は、委員さんにとっては今までと何ら変わらず報酬が支払われるんですが、何でわざわざ条例を出したかということ、条例に基づく委員と規則、要綱に基づく委員が混在してしまっていて、行政手続的に全ての委員は条例によって規定されるべきだということがわかって、慣例的に、これまで10年もずっとその要綱に基づく委員会がたくさん存在したんですが、ちゃんと例規を整備して、全ての委員会を条例に基づく委員会としたということなんです。

ほかの自治体等で、要綱に基づく委員会っておかしいんじゃないかということで、それがおかしいというふうに判断された事例もあったので、城里町ではそういう指摘、今までなかったんですが、他市町村の事例を踏まえて規則を整備した、実態として、仕事としては今までと変わりませんということです。

○議長（小唄 孝君） ほかにございせんか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） わかりました。ありがとうございます。

ということなんです、それはわかりましたけれども、この人数的にはちょっと多いようなんですけれども、大体人数はこのぐらいなんですか。今までの要綱とかいろんなものを見てみますと、大体10人とかその辺だったのではないかなと思うんですが、ちょっと20人ぐらいまで増えているところもありますし、ちょっと人数的に多いんじゃないかなというのを感じています。なぜかということ、税金がそこに払われるということも私はちょっと考えてはいるんですけれども、人数はこのぐらい必要なんでしょうか。

○議長（小唄 孝君） 総務課長河原井 明君。

○総務課長（河原井 明君） 藤咲議員の質問にお答えします。

この表を見ますと、以内というのが、これが含まれています。例えば20人以内であれば、極端にいえば10名でも問題はありせん。

以上です。

○4番（藤咲芙美子君） わかりました。

○議長（小唄 孝君） ほかにございせんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第68号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長高堀義美君。

○財務課長（高堀義美君） 議案第68号をごらん願います。

議案第68号 工事請負契約の締結につきましてご説明をさせていただきます。

城里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものであります。

1、契約の目的といたしまして、平成30年度城里町新ごみ処理施設建設工事であります。

2、契約の金額は、29億520万円であります。うち消費税額は2億1,520万円であります。

3、契約の相手方は、東京都品川区南大井6丁目26番3号、エスエヌ環境・コスモ総合建設特定建設工事共同企業体で、代表者構成員は、エスエヌ環境テクノロジー株式会社東京支店、構成員2といたしまして、コスモ総合建設株式会社であります。

4、契約の方法につきましては、特殊指名競争入札（意向確認型）であります。

入札の結果につきましては、議案第68号説明資料のとおりでございます。

開札につきましては、平成30年11月9日午前10時から行っております。

予定価格につきましては、32億900万円であります。

現在は、まだ仮契約中であり、議会の議決をいただいて本契約となります。

工期は、議会の議決日の翌日から平成33年3月25日までであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小塚 孝君） これより議案第68号に対するご質問をお受けいたします。

8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） すみません、この契約方法の特殊指名競争入札、特殊指名というのは、ちょっとどういうものなのかを教えてくださいませんか。

○議長（小塚 孝君） 町民課長柳橋司朗君。

○町民課長（柳橋司朗君） 8番河原井議員のご質問にお答えいたします。

入札については、城里町建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程3条では、本来であればプロポーザル方式による一般競争入札を採用すべきとなっておりますが、ここに書かれております主要5工種に当たらない清掃設備であるため、23条の特殊指名競争入札の対象工事となりまして、24条の意向確認型指名競争入札を採用いたしました。

これにつきましては、その事業の性質上、プラントメーカーによって機器及び処理方式に特許のノウハウを有しておることが一般的でございまして、プラントメーカーによる設計、施工で発注することが一般であります。このため、時間的余裕がないことと、32年度までの完成となっておりますことで時間的な余裕がないということと……

○13番（鯉淵秀雄君） 説明が違うべよ。だから、特殊指名競争入札とはどういうものだと確認しているんだから、そういう細かいことは必要ないでしょうよ。

○町民課長（柳橋司朗君） はい。

特殊指名競争入札でございますが、メーカーによる設計、施工での発注が一般的であることから、入札前に一般公募により参加の意向を確認いたしまして、そこで見積もりを提出させまして、参加の意思のある業者を入札参加資格業者として入札を実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） よろしい。

○8番（河原井大介君） お願いします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 短く、少しだけ補足しますと、普通の指名競争入札というのは、役場の側から、この人、この人、この人というふうに指名して競争入札が指名競争入札ですけれども、特殊指名競争入札というのは、指名をやる数カ月前に、その大きな、巨大な工事の仕様とかを公表しまして、この大きな工事に対して参加する意思のある人、いますかというのを一般公募するんです。

一般公募して、幾つかの事業者が、いや、私は見積書を出して参加する意思があるよというのを、期限までに見積書を出したところを今度は数カ月後の本番の指名競争入札で指名業者として入れて指名するというので、一般公募やると、その後、もう一回、指名競争入札をやるという2段階でやるやり方を特殊指名競争入札というふうに言っているんですが、詳しくは、たまたもし詳しくその制度等を確認したければ、担当課等にお問い合わせをお願いしたいと思います。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

11番小林……

○11番（小林祥宏君） 議案ではないんですが、出席議員の数のあれがちょっと違っていますから、訂正を求めます。

○議長（小唄 孝君） はい、ありがとうございます。

すみません。

10番阿久津則男君。

○10番（阿久津則男君） 私も、このごみ処理場に関しては、委員長時代だったんで、建設検討委員会の一人だったんですが、今年の1月が最後の会議だったんですが、そのときの説明によりますと、最初は2つの炉でごみ処理場をつくるというような、会議で言ったんですが、最後の会議で、2つの炉であるとお金が高くなってしまうというような説明で、当初、30億の予算であるというような説明だったんですが、2つの炉だと33億とか32億かかるというような説明で、1つの炉であれば二十七、八億でできるんじゃないかというような説明を受けました。

ですから、そのつもりでいたんですが、この1つの炉でも32億の予定価格が入っていますね。32億900万円、1つの炉で32億までなってしまった、そのいきさつといいますか、理由をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 町民課長柳橋司朗君。

○町民課長（柳橋司朗君） 10番阿久津議員さんのご質問にお答えいたします。

委員会の中でも、2炉の建設費用につきましては40億を超えるというようなお話をさせ

ていただいたかと思うんですけども、その後、先ほども申しあげましたように、基本的な仕様書に基づきまして意向確認型の募集を行いました。その時点で、業者からの見積もりで、大体1炉で35億というような見積もりが出てきまして、それと地域計画で予算額を算出いたしました。この2つを、業者からのヒアリング、技術審査を経まして、32億という数字を算出したわけでございます。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 10番阿久津則男君。

○10番（阿久津則男君） 私の記憶では、その40億というのは、ごみ処理場が30億で、七会の小勝にあるし尿処理、それが10億で、合わせて40億というような説明を聞いていた。ただ、2炉であると予定よりも高くなってしまおうというのは聞いていたんですが、2炉のほうで40億かかるというのは、私、記憶にないんですよ。33億とか34億のような話で、それが1炉だと2割とか安くなるような事務局の説明で、二十七、八億になるというようなことで最終的に了解になったと思うんですが、今の説明だと、それを信じるほかないんですけども、私の記憶とは違うということであります。

以上です。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませぬか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第69号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長高堀義美君。

○財務課長（高堀義美君） 議案第69号 平成30年度城里町一般会計補正予算書をごらん願います。

議案第69号 平成30年度城里町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1 ページをごらん願います。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,870万7,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ103億2,628万5,000円とするものです。

第2条につきましては、債務負担行為の補正を行うものであります。

第3条につきましては、地方債の補正を行うものであります。

2 ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入であります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金であります。既定額に53万5,000円を追加するものです。民生費国庫負担金で障害者自立支援医療利用者の増に伴い、医療費負担金を追加するものです。

2 項国庫補助金であります。既定額に6,566万1,000円を追加するものです。教育費国庫補助金で小・中学校校舎改修工事に伴い、ブロック塀、冷房設備を臨時特例交付金を追加するものです。

3 項委託金であります。既定額に5万4,000円を追加するものです。民生費委託金で国民年金費事務委託金を追加するものです。

16款県支出金、1 項県負担金であります。既定額に26万7,000円を追加するものです。民生費県負担金で障害者自立支援医療利用者の増に伴い、医療費負担金を追加するものです。

2 項県補助金であります。既定額に215万1,000円を追加するものです。総務費県補助金で街灯防犯カメラ設置促進事業補助金を追加し、農林水産業費県補助金で県単土地改良事業費補助金を追加するものです。

19款繰入金、2 項基金繰入金であります。既定額に7,733万1,000円を追加するものです。財政調整基金からの繰入金を追加するものです。

21款諸収入、3 項貸付金元利収入であります。既定額に104万2,000円を追加するものです。災害援護資金貸付金元利収入を追加するものです。

5 項雑入であります。既定額に36万6,000円を追加するものです。平成29年度確定による福島原子力損害賠償金を追加するものです。

22款1 項町債であります。既定額に5億2,130万円を追加するものです。総務債で町道1432号線改良事業、新道川整備事業及び小・中学校校舎改修工事に伴い合併特例事業債を追加し、町道こび山線改良事業の減により過疎対策事業債を減額するものです。教育債で小・中学校校舎改修工事に伴い学校教育施設等整備事業債を追加するものです。

続きまして、3 ページをごらん願います。

歳出であります。

2 款総務費、1 項総務管理費であります。既定額に3,379万1,000円を追加するものです。一般管理費で人件費を追加し、企画費で地域おこし協力隊募集関係印刷製本費を追加し、町民センターでテレビ共同受信施設光ケーブル張りかえ工事に係る負担金を追加するものです。

2 項徴税費であります。既定額に20万5,000円を追加するものです。賦課徴収費で確定申告事務に伴う物件費を追加するものです。

3 款民生費、1 項社会福祉費であります。既定額に622万3,000円を追加するものです。社会福祉総務費で災害援護資金貸付債元金償還金を追加し、国民年金費で国民年金システム改修に伴う委託料を追加し、高齢者福祉費で介護保険特別会計への操出金を追加し、医療福祉費で平成29年度医療福祉費補助金確定による償還金等を追加し、障害者福祉費で平成29年度障害者医療費国庫負担金確定による償還金等を追加するものです。

2 項児童福祉費であります。既定額に366万5,000円を追加するものです。保育所費で

平成29年度子ども・子育て支援交付金交付額確定による償還金を追加するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費であります。既定額に15万1,000円を追加するものです。環境衛生費で物件費を追加するものです。

2項清掃費であります。既定額に679万7,000円を追加するものです。清掃総務費で土壌汚染検査に係る委託料を追加し、塵芥処理費で不燃粗大ごみ搬出処理委託料を追加し、し尿処理費で重油価格上昇による燃料費を追加するものです。

5款農林水産業費、1項農業費であります。既定額に284万8,000円を追加するものです。農業振興費でイノシシ捕獲用箱わなに係る備品購入費を追加し、捕獲頭数増に伴う町鳥獣被害対策協議会補助金及び農業機械導入に伴う補助金を追加し、農地費で春園地区ため池整備に係る用地購入費を追加し、上坪地区かんがい排水路整備補助金を追加するものです。

6款1項商工費であります。既定額に265万8,000円を追加するものです。商工総務費で人件費を減額し、商工業振興費で企業立地奨励交付金を追加し、観光施設費でふれあいの里流水園取水ポンプ揚水管の修繕及びトイレ屋根改修工事費等を追加するものです。

7款土木費、2項道路橋梁費であります。既定額に2,308万3,000円を追加するものです。道路新設改良費で町道1432号線改良事業の用地購入費及び物件移転補償費を追加するものです。

3項河川費であります。既定額に2,089万6,000円を追加するものです。河川総務費で新道川整備事業に伴う工事費及び水道管移設補償費を追加するものです。

5項住宅費であります。既定額に286万4,000円を追加するものです。住宅管理費で町営住宅空き家修繕業務委託料及び町営徳蔵団地テレビ共同受信施設光ケーブル張りかえ工事費を追加するものです。

8款1項消防費であります。既定額に117万4,000円を追加するものです。消防施設費で防火水槽撤去工事費を追加するものです。

9款教育費、2項小学校費であります。既定額に3億6,673万2,000円を追加するものです。学校管理費で欠員補充に伴う物件費を追加し、小学校校舎改修工事に伴う工事監理委託及び工事費等を追加するものです。

3項中学校費であります。既定額に1億9,541万6,000円を追加するものです。学校管理費で中学校校舎改修工事に伴う工事監理委託及び工事費を追加し、教育振興費で新学習指導要領への移行等に伴う教材用備品購入費を追加するものです。

続きまして、4ページをお開き願います。

5項社会教育費であります。既定額に146万4,000円を追加するものです。社会教育総務費で人件費を追加するものです。

6項保健体育費であります。既定額に47万7,000円を追加するものです。体育施設費で桂体育館の修繕料を追加し、学校給食センター費で桂学校給食センターのガスバルク残

液置換処理委託料を追加するものです。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費であります。既定額に26万3,000円を追加するものです。農地農業用施設災害復旧費で8月8日の豪雨による災害復旧工事補助金を追加するものです。

続きまして、5ページをごらん願います。

第2表債務負担行為補正であります。

平成31年度の業務、広報しろさと印刷製本業務250万円から、7ページ、学校給食配送委託業務1,020万円の30件で、年度開始前の事前準備が必要な業務を追加するものです。

続きまして、8ページをお開き願います。

第3表地方債補正であります。

学校教育施設等整備事業につきましては、小・中学校校舎改修工事を追加するものです。合併特例事業につきましては、町道1432号線改良事業、新道川整備事業、小・中学校校舎改修工事を追加し、過疎対策事業につきましては、町道こび山線改良事業を減額し、それぞれ限度額を変更するものです。

以上が議案第69号 平成30年度城里町一般会計補正予算（第3号）のご説明ですが、詳細につきましては、9ページから16ページの事項別明細書、給与費明細書となっております。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第69号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 8ページの地方債補正なんですけれども、償還の方法で、低利に書きかえとすることができる、償還の繰り上げ償還もしくは低利に書きかえすることができる償還の方法で書いてありますけれども、今、利率が一般的に5%というのは非常に高いのではないかなと思うんです。もしこれが書きかえることが、借りかえることができるのであれば、何とか借りかえることはできないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小唄 孝君） 財務課長高堀義美君。

○財務課長（高堀義美君） 4番藤咲議員の質問にお答えいたします。

地方債の補正、8ページなんですけれども、利率としまして、5%以内でいいんですよ。

〔「意外と低いんじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○財務課長（高堀義美君） 低いです。

実際は1%から2%ですね、現在。それでよろしいですか。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 5%以内というのは、以前からずっと気になっていたところだったんですけれども、これを5%以内ではなく、じゃ、今の1%から2%以内というふう

に書きかえるとか、そういうようなことはできないのでしょうか。

それと、これは低利に書きかえることができると言っているので、書きかえをここでするのであれば、したほうがいいと思うんですけども、それは不可能なんですか。もし不可能ならば、ここに書く必要はないと思うんですけども、その辺のところ、ちょっと説明してください。

○議長（小坪 孝君） 財務課長高堀義美君。

○財務課長（高堀義美君） 5%以内となっているのは、借り入れるときに、これ入札の形をとる形なんで、一応、5%以内という形になっております。

また、借りかえができると書いてありますけれども、借りかえは今のところ考え……

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ちょっと補足説明させていただきますと、この利率5%以内というのは、入札のときの条件なんですね。予定価格と同じようなもので、例えば常陽銀行とか筑波銀行とか農協とか、何社かを指名して利息入札をやるんですよ。一番低い利息を出した金融機関から借りるということになっていますので、先ほど財務課長が1%ぐらいで今、借り入れていますよというのは、そういった入札の結果、そうなっているということでございます。

高い利息の財政投融资、昔借りた財政投融资とかも一部残ってしまして、確かにすごい高い利息のものが残っているんですが、郵便局等から借りた財政投融资を全部繰り上げて返して民間に借りかえようとする、昔借りたときに、違約金の支払い条項とかがあって、前倒してたくさん返すと、そのかわり幾ら払わなきゃいけないというのがあって、結局、余り有利にならないものが多くて、ちゃんと有利になるやつは借りかえるんですが、なかなか金融機関も、最初のときの約束で借りかえる場合の附則条項とかがあって、必ずしも自由に借りかえられるわけではないということでございます。

そういう何の費用もかからず借りかえられるものがあれば、借りかえを検討していきたいというふうに思っております。

○4番（藤咲芙美子君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（小坪 孝君） ほかにございませんか。

10番阿久津則男君。

○10番（阿久津則男君） 今回、エアコンの設置が中学校、小学校、合わせて5億5,000万ですか、入っていると思うんですが、これに関して、今、国のほうでも全面的に支援するというようなことでありますが、国のほうの補助率はどの程度なのかをお伺いしたいのと、あと、この5億5,000万の業者選定といいますか、差し支えない程度でいいんですが、町内の業者など入れるような考えがあるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小坪 孝君） 財務課長高堀義美君。

○財務課長（高堀義美君） 校舎改修の補助率なんですけれども、特例交付金、国の補助金なんですけれども、補助対象事業費の3分の1、それと整備事業債で補助対象分の3分の2、それ以外が合併特例債を使うような形になります。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 教育委員会事務局長小林克成君。

○教育委員会事務局長（小林克成君） すみません、補助率の補足も含めてお答えをさせていただきます。

総事業費で約5億7,700万になります。ただ、今、申しあげました補助率といいますのは、前回も補正のときに申しあげましたが、国の基準の中で平米当たり2万3,300円ですか、の3分の1が今回の特例交付金に充てられまして、残りの3分の2が学校教育施設等整備事業債ということで、この8ページの起債の対象になります。その金額が特例交付金のほうが3分の1で3,800万、それと、その3分の2が7,600万ということになります。その残りが今度合併特例債で95%を借りまして、2億4,800万ですか、一般財源が1,300万というような……

すみません、申しわけないです。すみません、合計が間違っていました。

3分の1の対象が6,500万、それと3分の2が1億3,100万、残り合併特例債、95%充てまして3億6,100万、今回の補正では3億5,000万ほど計上をしております。残り1,900万が一般財源ということで、合計しまして5億7,700万というような事業費になってございます。

それと、業者の選定であります、業者の選定につきましては、今後、設計ができてきた中で、町内業者にするのか、または学校を個別ごとに工事費を出したほうがいいのか、それとも今回の設計でも常北地区を2つに分けたり、七会地区と桂地区を合わせたりというようなことで、すみません、地区ごとに分けているという設計もありますので、その辺のところ、工事の段階では発注のほうは考えていきたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） またちょっと簡単に補足しますと、結局、町の負担は全体の何パーセントぐらいなのということなんです、ここだけ言いますと、2割から3割の間だというふうに、ちょっと正確な数字はあれですが、総工事費の20%から30%の間かなというふうに、ちょっと今、手元に正確な数字がないので、だと思われまして。

というのは、国の補助金が入って、それから合併特例債は7割交付税が戻ってくる、それから国のほうの新型交付金も6割交付税で、国のほうで起債充てられる分も、6割、国のほうで、後で元利償還金、交付税で戻りますという新型の交付金が充てられていますので、いろんな補助が充てられているんですけれども、7の補助金、それから起債に対して戻ってくるもの、いろんな補助金を組み合わせるんですが、全体としての補助率は70%か

ら80%ぐらいに達するのかなど、町の負担は20%から30%の間ですので、そういうふうに理解していただければありがたいなと思います。

○議長（小坪 孝君） 10番阿久津則男君。

○10番（阿久津則男君） そうすると、この工事費5億7,000万の二、三割が町の持ち出しということによろしいんですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○10番（阿久津則男君） 間違いない。

できれば、安くできればいいことだし、また町内の業者もぜひ利用していただきたいと思います。

以上です。

○議長（小坪 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 続いて、議案第70号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長山口利春君。

○健康保険課長（山口利春君） 議会資料、議案第70号 平成30年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）をごらん願います。

議案第70号 平成30年度城里町の国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第1号）についてご説明申し上げます。

第1条であります。

予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,001万7,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ25億637万8,000円とするものであります。

第2条は、債務負担行為補正であります。

1ページをごらん願います。

第1表歳入歳出補正予算であります。

まず、歳入であります。

4款県支出金、1項県補助金であります。既定額に9,688万6,000円を追加するものです。保険給付費等交付金を追加するものであります。

7款1項繰越金であります。既定額に3,313万1,000円を追加するものです。前年度の繰越金を追加するものであります。

続きまして、歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費であります。既定額に229万2,000円を追加するものです。人事異動による人件費の増による追加であります。

2款保険給付費、1項療養諸費であります。既定額に8,800万円を追加するものであります。給付費の増により追加するものでございます。

2 項高額療養費であります、既定額に840万円を追加するものであります。給付費の増により追加するものでございます。

3 款国民健康保険事業費納付金、2 項後期高齢者支援金等分でありますけれども、既定額に134万7,000円を追加するものであります。納付金に不足が生じたため追加するものでございます。

5 款保健事業費、2 項特定健康診査等事業費であります、既定額に30万4,000円を追加するものであります。特定健診に係ります指導者の報酬費を追加するものでございます。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金であります、既定額に2,967万4,000円を追加するものであります。精算によりまして、平成29年度分国保療養給付費を返還するものであります。

3 ページをごらん願います。

第2表債務負担行為であります。

平成31年4月1日から契約の履行をしなければならない業務に支障が生じるため、債務負担行為の追加補正をするものであります。内容につきましては、電算システム及び機器使用料230万円、電算処理業務委託620万円であります。

以上、平成30年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第1号）につきましてご説明させていただきました。

詳細につきましては、4 ページから9 ページの補正予算事項別明細書及び補正予算給与費明細書をごらんいただきたいと思っております。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第70号に対するご質問をお受けいたします。

12番杉山 清君。

○12番（杉山 清君） ちょっと関連なんです、先日、山口課長のところに私、訪れて、全国的に風疹がはやっているということで、きのうの新聞でしたか、茨城県では22自治体が補助金を出しているということなんです、これ執行部のほうではどう考えているか、ちょっとお伺いします。

○議長（小唄 孝君） 健康保険課長山口利春君。

○健康保険課長（山口利春君） 12番杉山議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、風疹につきましては、妊婦を対象としておりまして、今後、やはり全国的、また茨城県の発生するようなことがありますれば、県並びに保健所と協議いたしまして、補助金、テレビ等で騒がれていますが、検査、そういうものを含めてどういうふうにするか検討したいと考えております。

○議長（小唄 孝君） 12番杉山 清君。

○12番（杉山 清君） 県内では、22自治体がもう既に補助金を出すという形で答えが出ているんですよ。それと、また来年も増加するという国の答えが出ているわけですから、

そしてさらには、これオリンピック等がありますよね。そういうことも考えた中で対処すべきと私はと思いますが、今回、これ出ていなかったから、先日、課長のところへ行ってお話ししましたよね。対処、早目にさせていただければと思います。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第71号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長山口利春君。

○健康保険課長（山口利春君） 議会資料、議案第71号 平成30年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をごらん願いたいと思います。

議案第71号 平成30年度城里町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条であります。

債務負担行為の追加補正であります。

2ページをごらんいただきたいと思います。

第1表債務負担行為補正をごらん願います。

平成31年4月1日から契約の履行をしなければならない業務に支障が生じるため、債務負担行為の追加を行うものであります。内容につきましては、電算システム及び機器使用料で130万円、電算処理委託で80万円でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第71号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第72号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長阿久津忠昭君。

○長寿応援課長（阿久津忠昭君） 議会資料、議案第72号 平成30年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）をご用意願います。

議案第72号 平成30年度城里町介護保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお願いします。

第1条であります。

予算の総額に歳入歳出それぞれ232万4,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ21億3,617万4,000円とするものです。

第2条は、債務負担行為補正であります。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入です。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金ですが、既定額に52万5,000円を追加するものです。地域支援事業の基準型訪問、通所介護サービス費の増によるものです。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金ですが、既定額に56万7,000円を追加するものです。地域支援事業の基準型訪問、通所介護サービス費の増によるものです。

5 款県支出金、2 項県補助金ですが、既定額に26万2,000円を追加するものです。地域支援事業の基準型訪問、通所型サービス費の増によるものです。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金ですが、既定額に34万2,000円を追加するものです。地域支援事業の基準型訪問、通所介護サービス費と総務管理費の増によるものです。

8 款繰越金、1 項繰越金ですが、既定額に62万8,000円を追加するものです。前年度繰越金であります。

続きまして、歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費ですが、既定額に8万円を増額するものです。制度改正による負担割合証の印刷費であります。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費ですが、既定額に207万3,000円を増額するものです。基準型訪問・通所介護サービス費の利用が伸びたことによるものです。

4 項その他諸費ですが、既定額に3万円を増加するものです。審査支払い手数料の増によるものです。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金ですが、既定額に14万1,000円を増額するものです。介護給付費の国庫負担金の返還金であります。

3 ページをお願いします。

第2表債務負担行為であります。

平成31年4月1日から契約の履行をしなければならない業務に支障が生じるため、債務負担行為の追加補正を行うものです。内容につきましては、電算システム及び機器使用料70万円、電算処理業務委託480万円です。

詳細につきましては、4 ページから6 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんいただきたいと思っております。

以上、平成30年度城里町介護保険特別会計補正予算について説明いたしました。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第72号に対するご質問をお受けいたします。

4 番藤咲芙美子君。

○4 番（藤咲芙美子君） 6 ページの歳出なんですけれども、3 の地域支援事業費、これは拡大されているんでしょうか。もし拡大されているのであれば、どのぐらい拡大されているのかお聞きしたいと思います。その内容的にも、もしわかりましたらお願いいたします。

す。

○議長（小唄 孝君） 長寿応援課長阿久津忠昭君。

○長寿応援課長（阿久津忠昭君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

事業に関しては、拡大したものではございませんが、今回の増に関しましては、高齢者人口が増え、要支援者のひとり暮らしや日中独居の方が増え、デイサービスを利用する方が増えてきたための増となります。

以上でございます。

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第73号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長山崎秀樹君。

○下水道課長（山崎秀樹君） 議案第73号 平成30年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

債務負担行為の補正につきましては、第1条債務負担行為の追加は、（第1表）債務負担行為補正によるものです。

2ページをお開き願います。

第1表債務負担行為補正の追加につきましては、平成31年4月1日から契約の履行をしなければ業務に生じる流域下水道中継ポンプ施設管理委託業務1,600万円から、下水道受益者負担金システム使用料530万円までを平成30年度中に契約締結を行うため、債務負担行為を設定するものです。

以上、平成30年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第73号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第74号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長山崎秀樹君。

○下水道課長（山崎秀樹君） 議案第74号 平成30年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

（債務負担行為の補正）につきましては、第1条債務負担行為の追加は、第1表債務負担行為補正によるものです。

2 ページをお開き願います。

第1表債務負担行為補正の追加については、平成31年4月1日から契約の履行をしなければ業務に支障が生じる農業集落排水処理施設電気需要契約1,050万円から、下水道受益者負担金システム使用料220万円までを平成30年度中に契約締結を行うため、債務負担行為を設定するものです。

以上、平成30年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小坪 孝君） これより議案第74号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 続いて、議案第75号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

水道課長高瀬浩文君。

○水道課長（高瀬浩文君） 議案第75号 平成30年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案書をごらんいただきたいと思います。

議案書1ページをお開き願います。

債務負担行為の補正につきましては、第2条債務負担行為の追加は、第1表債務負担行為補正によるものです。

3 ページをお開き願います。

第1表債務負担行為の補正の追加については、平成31年4月1日からの契約をしなければ業務に支障が生じる水道施設電気需要契約4,400万、電気工作物保守点検委託業務130万を平成30年度中に契約の締結を行うために債務負担行為を設定するものです。

以上、平成30年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（小坪 孝君） これより議案第75号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第76号から報告第60号までの9件につきましては、本会議に上程される予定でございます。

以上で本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来る12月4日火曜日午前10時をもって平成30年第4回城里町議会定例会が招集されますので、午前9時50分までに議員控室にお集まりいただきますよう、よろしくお願ひをいたします。

閉 会

○議長（小坏 孝君） 以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。
大変お疲れさまでございました。

午前 11 時 10 分閉会